

神戸市立工業高等専門学校後援会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、神戸市立工業高等専門学校後援会（以下「本会」という）と称し、事務所を本校におく。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、本校の教育方針に従い、学校の教育活動の後援と学生の福利厚生をはかるため、次の事業を行うことを目的とする。

1. 学校の教育活動の後援
2. 学生の福利厚生のための事業
3. 教育諸環境の整備
4. 会員の教養と研究方法の助成
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員および役員

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員 本校学生の父母またはこれにかわる者
2. 特別会員 本校教職員
3. 名誉会員 本校の教育に関心を持つ者で理事会の推薦する者

第4条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 正会員の中から1名
 2. 副会長 正会員の中から若干名
 3. 評議員 正会員の中から1クラス5名以内
 4. 理事 評議員の中から1クラス1名
特別会員の中から若干名
 5. 監事 正会員の中から3名
 6. 会計 特別会員の常任理事をあてる
- 2 常任理事は理事会の議決により選出する。
1. 常任理事 理事の中から若干名

第5条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任期間とする。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は、評議員会を組織し、会務の運営についての重要案件を審議する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務についての案件を審議する。
5. 常任理事は、会長の総括のもとに会務を処理する。
6. 監事は、本会の業務および会計を監査する。

7. 会計は本会の会計を処理する。

第 7 条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱する。

第4章 会 議

第 8 条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。

第 9 条 総会は、毎年1回5月に開催し、会務を報告し必要な事項の審議決定をする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

第10条 評議員会および理事会は、会長が必要と認めたときこれを開催し、必要な事項を審議決定をする。

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。

第12条 本会の入会金は、学生1人につき8,000円とする。

第13条 本会の会費は、学生1人につき通常会費年額15,000円とする。ただし、施設の拡充その他のため、必要を生じたときは、臨時会費を理事会の審議を経て、総会に諮り徴収することができる。

第14条 本会の入会金は入学時に、通常会費および臨時会費は年2回、所定の期日に納入する。

第15条 本会の収入に係る金銭は、神戸市の金庫を委託する金融機関等に預金し、保管するものとする。なお、口座名義は神戸高専後援会会計常任理事名義とする。

第16条 本会の経費は、第2章に定める目的以外に使用してはならない。

第17条 本会の予算は、理事会の議を経て総会により決定する。

第18条 本会の決算は、理事会の議を経て総会の承認を受ける。

2 決算は、監事の監査を受け、監事は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

第 1 条 この会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

第 2 条 この会則に定めるものを除く外、会の事務処理に必要な事項は別に定める。

第 3 条 この会則は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

3 この会則は、昭和49年6月29日から施行する。

4 この会則は、昭和55年8月1日から施行する。

5 この会則は、昭和58年5月21日から施行する。

6 この会則は、平成15年5月31日から施行する。

7 この会則は、平成18年5月27日から施行する。

8 この会則は、令和2年4月1日から施行する。

9 この会則は、令和6年5月18日から施行する。

10 この会則は、令和8年4月1日から施行する。